

くりはらえりこ議員に対する懲罰動議

次の理由により、くりはらえりこ議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び、鎌倉市議会会議規則第131条第1項の規定により動議を提出する。

令和7年（2025年）9月10日提出

発議者	鎌倉市議会議員	津野	てるひさ
同	同	上	重黒木 優 平
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	松 中 健 治

記

くりはらえりこ議員は、去る9月8日の議会運営委員会で協議した内容について、公開する事ができない休憩中の発言を、個人名を記載して9月9日にSNSに投稿した。

その内容については、事実とは違う中身を下記の通り掲載している。

- ・何とかして陳情を出さない様に、事務局も含めて阻止しているけれども
- ・他会派の強い賛同が過半数ありませんでした。
- ・休憩明け、私はすぐに『委員長、番外』と挙手をし
- ・陳情を議長・副議長の職権で、無きものに出来る事になってしまいました。

これらの公開できない休憩中の中身と、虚偽の内容をSNSを利用して流布した事は議員としてあるまじき行為であり、到底容認できるものではない。

地方自治法第132条では、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し言論をしてはならない」と規定されている。

この規定は、品位を保ち、建設的な議論を行うための基本的なルールであるが、くりはらえりこ議員がSNSに投稿した中身は、この条文に反するばかりか、議会の規律を乱したものとして、猛省を促す意味からも懲罰を科すべきである。

以上